

国総建第79号の3  
平成14年3月29日

各建設業者団体の長 へ

国土交通省総合政策局建設業課長

建設業者の会社分割に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について

建設業者の会社分割は、企業が組織の再編を行うことを容易にし、企業内での営業分野の分離集約による経営の効率化や不採算部門の処分を図ること等を通じて、建設業者の企業体質の強化に資するものであり、昨今の建設業を取り巻く厳しい経営環境をかんがみれば、このような企業の体質強化へ向けた動きについては、積極的に支援していく必要がある。

今般、建設業者の会社分割に係る建設業法上の事務取扱いについて、別紙のとおり細目及び留意事項を取りまとめ、別添のとおり地方整備局等建設担当部長及び都道府県建設業担当部長へ通知したところであるので、貴団体傘下の建設業者に対して周知・指導方お願いする。